

NHO まつもと医療センター登録医規定

第1条（登録医制度の目的）

NHO まつもと医療センターにおける登録医制度は、松本病院および中信松本病院（以下「センター両病院」という）と地域の医療機関が相互の密接な連携と協力のもと、地域医療の充実と発展に貢献することを目的とする。

第2条（登録医の要件）

登録医の要件は以下のとおりとする。

- 1 保険医の届け出をおこなっている医療機関であること
- 2 当規定に賛同いただけること
- 3 まつもと医療センター院長が承認すること

第3条（登録医の役割及び責務）

- 1 登録医は共同診療の実施、紹介患者に関する診療録の閲覧、医療機器の共同利用、研修会への参加などができる。
- 2 登録医のセンター両病院における活動はセンター院長の管理下に属する。
- 3 センター両病院で知り得た患者の個人情報や診療内容について秘守義務を遵守する。
- 4 共同診療においては療養上の責任はセンター両病院にあるので、直接指示を出すことはできない。患者への説明の責任の主体も、センター両病院であるので、必ずセンター両病院医師と相談の上行う。
- 5 共同診療、医療機器利用、共同研究などは、別途に定めるマニュアルなどに基づいて行う。

第4条（登録医の登録・更新）

- 1 まつもと医療センターとの地域医療連携に賛同する医療機関は、「NHO まつもと医療センター登録医申込書」をセンター院長に提出する。
- 2 登録医にはまつもと医療センター登録医証を発行する。
- 3 登録期間は3年間とする。登録医、センター両病院のどちらかから特別の申し出がない場合は自動的に更新するものとする。

第5条 (まつもと医療センターの役割及び責務)

- 1 センター両病院は、登録医からの患者紹介に迅速かつ的確に対応するよう努める。さらに、急性期を過ぎた患者さんについては積極的に逆紹介を行うよう努める。
- 2 センター両病院において、医療機器の共同利用、開放病床の運営、共同研究の実施、病院情報の伝達、生涯研修の場の提供を行う。
- 3 共同診療においては登録医がスムーズに診療に参加できるよう、最大の便宜を図る。
- 4 登録医に関する窓口はセンター両病院地域医療連携室とする。

附則 本規定は平成21年1月21日から適用する。